

企業取引研究会の開催について

令和7年7月29日
公正取引委員会
中小企業庁

1 開催の趣旨

- (1) 令和6年7月から12月にかけて、適切な価格転嫁を我が国の新たな商慣習としてサプライチェーン全体で定着させていくための取引環境を整備する観点から、優越的地位の濫用規制の在り方について、下請代金支払遅延等防止法（下請法）を中心に検討することを目的として、関係有識者からなる「企業取引研究会」を開催し、議論を重ねてきた。本研究会での議論を踏まえ、令和6年12月25日に「企業取引研究会報告書」が公表され、これを受けて、公正取引委員会及び中小企業庁は、価格転嫁及び取引の適正化を一層図るための環境整備に向けた検討を進めてきた。その後、令和7年3月11日に、「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案」が国会に提出され、同年5月16日に同法が成立し、令和8年1月1日から、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（略称：「中小受託取引適正化法」又は「取適法」）が施行されることとなった。
- (2) これにより新たに施行される取適法には、価格協議に応じない一方的な代金決定や手形払等を禁止するほか、適用基準への従業員基準の追加、発荷主が運送事業者に対して運送を委託する取引を適用対象に追加することなどが盛り込まれた。これらを適切に運用することにより、委託事業者・中小受託事業者間の取引適正化に大きく寄与するものと考えている。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課 電話 03-3581-3373（直通） 中小企業庁事業環境部取引課 電話 03-3501-1511（代表）（内線：5291）
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/ https://www.chusho.meti.go.jp/

- (3) 一方で、適切な価格転嫁をサプライチェーン全体で定着させていくためには、取適法の対象となる取引に限らず、サプライチェーン全体における取引の実態や多様な商慣行にも広く目を向け、実効的な取組を進めていくことが不可欠である。
- (4) そのため、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁の環境整備や支払条件の適正化、物流に関する商慣習の問題に対する更なる対応、知的財産・ノウハウの取引適正化など「企業取引研究会報告書」において示された課題に対応し、取引環境を整備する観点から、優越的地位の濫用規制の在り方を中心に検討することを目的として「企業取引研究会」を再度開催する。

2 研究会の構成等

- (1) 本研究会は、別紙に掲げる有識者により構成する。
- (2) 2か月に1回程度を目途として本研究会を開催する。(初回開催は令和7年7月30日)
- (3) 本研究会は、委員による自由闊達な意見交換を促進するために非公開とするが、議事要旨を速やかに公表する。
- (4) 本研究会は、公正取引委員会事務総局と中小企業庁の共催とする。
- (5) 本研究会の庶務は、関係部局等の協力を得て、公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課及び中小企業庁事業環境部取引課が行う。

企業取引研究会 委員名簿

海内 美和	海内工業株式会社	代表取締役社長
魚住 康博	日本経済団体連合会	経済基盤本部長
及川 勝	全国中小企業団体中央会	常務理事
岡室 博之	駒澤大学経済学部	教授
加藤 正敏	日本商工会議所	理事・産業政策第一部長
加毛 明	東京大学大学院法学政治学研究科	教授
座長 神田 秀樹	東京大学	名誉教授
郷野 智砂子	全国消費者団体連絡会	事務局長
鈴木 純	帝人株式会社	シニア・アドバイザー、経済同友会 副代表幹事
高岡 美佳	立教大学経営学部	教授
滝澤 紗矢子	東京大学大学院法学政治学研究科	教授
多田 英明	東洋大学	副学長 法学部 教授
中島 宏	関西経済連合会	理事 経済調査部長
仁平 章	日本労働組合総連合会	総合政策推進局長
原 悦子	アンダーソン・毛利・友常法律事務所	外国法共同事業 パートナー弁護士
廣田 実	全国商工会連合会	産業政策部長
松田 世理奈	阿部・井窪・片山法律事務所	パートナー弁護士
若林 亜理砂	駒澤大学大学院法曹養成研究科	教授
渡辺 努	東京大学	名誉教授
渡邊 弘子	富士電子工業株式会社	代表取締役

(五十音順、敬称略、役職は令和7年7月29日現在)

(オブザーバー)

金融庁、農林水産省、経済産業省、国土交通省